

登米市森林管理協議会（グループ認証） 森 林 管 理 計 画 書

1 概要

1-1 名称及び連絡先

住 所：〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18

名 称：登米市森林管理協議会

代表者：登米市森林管理協議会 FM認証管理責任者 熊谷康信

連絡先：登米市産業経済部農林振興課

電 話：0220-34-2709

1-2 登米市の概要

（1）沿革

登米市は、平成 17 年 4 月、平成の大合併により、
迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、
石越町、南方町及び津山町の 9 町が合併して誕生
した人口 69,736 人の市である。（令和 8 年 3 月末現在）

地勢は、西部が丘陵地帯、東部が山間地帯で、
その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成し、
県内有数の穀倉地帯となっている。

環境保全米発祥の地であり、「ひとめぼれ」
などの主産地であるとともに、肉用牛飼養頭数
は本州一となっており、農業が基幹産業と
なっている。

① 位 置

宮城県の北東部に位置し、
北部は岩手県、西部は栗原市及び
大崎市に、南部は石巻市及び涌谷町、
東部は気仙沼市及び南三陸町に接し、
総面積は 536.12k m²で、県全体の 7.36%を占める県内第 5 位の規模となる。

② 地 形

市の南北を縦断する北上川の東側には北上山地が、西側には県内有数の米どころである広大な水田地帯が広がり、平野部から丘陵地にかけて、伊豆沼・内沼などの沼やため池が点在している。



③ 気 候

登米市内の平均気温は 11.5 度*、年間降水量は 1,078 mm*となっており、概ね冬季の降雪量が少なく、降雪期間も比較的短いことから、冬季に寒冷的な東北地方においては、登米市は比較的温暖な環境にある。

市内の気温及び降水量(平成 7 年から令和 7 年までの 10 年間の平均値)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	-0.1	0.6	4.0	9.4	15.1	19.0	22.5	23.8	20.1	14.0	7.6	2.2
最高気温	4.6	5.8	10.0	15.9	20.6	23.8	27.1	28.6	25.1	19.8	13.4	7.1
最低気温	-4.5	-4.2	-1.6	3.3	10.4	15.3	19.3	20.4	15.9	8.7	2.2	-2.1
降水量	35.5	29.1	69.9	77.3	93.6	111.2	161.6	120.1	150.6	129.4	58.6	41.4

出典：気象庁資料・気象庁ホームページ（観測地点：米山）※平成 2 年から令和 2 年まで 30 カ年の平均値

④ 土地利用

総面積（536.09k m²）の約 41%を森林、約 33%を農地が占めており、北上川を境にして、東側に森林、中央から西側にかけて農地（主に水田）、西側の丘陵部には沼やため池が分布しているのが特徴となっている。市の中央部に広がる農地のうち、水田が約 90%を占めている。

単位:ha

森林	農地	水面	道路	宅地	原野等	その他	総面積
22,071	17,560	4,368	3,649	2,997	188	2,776	53,609

出典：令和 6 年度土地利用の現況と施策の概要(宮城県国土利用計画管理運営資料)

⑤ 地 質

登米市中央部の平坦で肥沃な穀倉地帯は、沖積層、泥炭層、灰褐色土壌からなっており、北上川上流地帯の市北東部の一部には石灰層が見られ、下流平坦部にはグライ土壌が分布している。市東部の山間地帯は、ほとんどが硬質砂岩、礫岩、粘板岩であり一部に黒色粘板岩、閃緑岩が見られる。西部丘陵地帯は、強粘土層、砂礫層及び化石層、夾亜炭層、凝灰岩層からなる第三層となっている。

⑥ 水環境

本市を流れる河川の主流は 1 級河川の北上川で総延長は 249 k m（全国第 5 位）であり、岩手県の岩手町を源流としている。

また、栗駒山に端を発し、途中夏川、伊豆沼を水源とする荒川と合流している迫川は旧北上川を介し、北上川と合流して太平洋に注いでいる。迫川は、過去豪雨の度に氾濫を繰り返してきた。その後、昭和 22 年のカスリン台風を機に宮城県にお

いて迫川の河川改修が進められ、その一環として源である栗駒山に栗駒ダム・花山ダムが建設された。平成 26 年度には長沼ダムが完成している。

西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の伊豆沼・内沼をはじめ、長沼が位置し、さらに南部には平筒沼があり、豊かな水辺空間を有している。

(2) 森林の概要

登米市の森林面積は 22,071ha で市の総面積の 41%を占めており、国有林を除く民有林面積は 19,406ha となっている。そのうち人工林面積は、13,059ha で人工林率は 67%と県平均の 52%を上回り、林業・木材生産の盛んな地域となっている。

出典：みやぎの森林・林業のすがた 令和 5 年度版

人工林のうち 7 齢級以下の保育、間伐等を必要とする林分が 1,065ha で 8%、さらに 8・9 齢級以下を含めると 2,296ha で 17%と多くを占めており、今後これらの育成途上にある森林の適正な整備が課題となっている。

公園等に指定されている森林は、三陸復興国立公園に指定されている柳津虚空蔵尊の自然林・横山不動尊の自然林、宮城県自然環境保全地域に指定されている鱒淵観音堂流域及び翁倉山の自然林などがある。柳津虚空蔵尊のモミ、イヌブナ群落と横山不動尊のモミ群落は、環境省の特定植物群落・宮城県の調査植物群落に選定されている。

長引く木材価格の低迷により、森林の荒廃が懸念されており、保育施業、間伐等の森林整備を推進するためには、生産基盤である林道、作業道等の路網整備を推進するとともに、林業担い手の育成、森林施業の集約化、機械化による低コスト林業の推進が必要である。

1-3 認証形態

(1) 森林認証グループシステム

登米市森林管理協議会 規約のとおり

(2) グループ加入者

登米市森林管理協議会 規約 別紙 1 名簿のとおり

(3) 計画期間

令和 8 年度～令和 13 年度

2 森林管理方針

2－1 基本理念

森林の適正な整備と地域林業の活性化を推進するため、林業従事者の減少や高齢化の対策として、森林・林業を支える担い手の育成・強化を図るとともに、森林施業の集約化及び高性能林業機械の導入、林道・作業道の整備による低コスト林業を進める。

また、木材需要の拡大を図るため、住宅や公共施設に積極的に木材を活用するとともに、木材加工流通施設の整備を推進する。

さらには、市有林と米川生産森林組合所有林において、「オフセット・クレジット（J－V E R）」の認定を取得することにより、森林から生まれた新しい価値を活用し、社会全体で森林づくりを支えるしくみづくりを進め、将来に向けた持続的な森林整備を推進する。

登米町森林組合管理森林（登米町・豊里町）及び津山町森林組合管理森林（津山町）や池田所有森林（津山町）、丸森所有森林（東和町）、横山所有森林（東和町・津山町）を含むグループ認証森林において、登米市森林管理協議会が中心となり持続可能な開発目標（S D G s）の実現に向け、人と森林を育て、木を使い、森林を活用することで、森林資源が循環する新しい森林・林業・木材産業を構築し、地域の森林・林業への貢献を果たしていく。

2－2 基本方針

森林管理を担うものとして、関係する法規や森林管理のためのF S C認証10の原則を順守し、以下の基本方針に基づき実施する。

- （1）環境に配慮した森林管理の方法を明らかにし、関係者が一丸となって取り組む。
- （2）地域社会の一員であることを認識し、広く社会との良好な関係が保たれるように努める。
- （3）常に長期的視野にたって経営計画を定め、確実な実行、定期的な点検、見直し改善に努める。

2－3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成する。森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領での結果等を勘案し、5年に1回見直しを行う。

2－4 活動項目

（1）環境

- ・ 森林認証林を拡大し、人と森林を育て、木を使い、森林を活用することで、森林資源が循環する新しい森林・林業・木材産業を構築し、地域の森林・林業への貢献を果たしていく。

(2) 社会

- ・ 高校生へのインターンシップを開催し、森林・林業を支える担い手の育成・強化を図り、新規就労者を増やす。
- ・ 住宅や公共施設に積極的に木材を活用するとともに、木材加工流通施設の整備を推進する。

(3) 経済

- ・ 認証材生産量の拡大を目指す。

(4) 労働災害

- ・ 労働災害ゼロを目指すとともに進捗状況を確認する。

(5) 社会貢献

- ・ 社会貢献プログラムを掲げ地域との活動を行う。

(6) 達成目標

分野	目標項目	現状(令和5年度)	目標値	備考
環境	森林認証面積	7,808.87ha	10,000ha	達成目標：2035年
	労働災害	2件	0件/年	休業4日以上労働災害
社会	森林環境教育	13件	5件以上/年	各構成員の活動
経済	認証材生産量	10,331.961 m ³	10,000 m ³ 以上/年	流通事務局を通じた認証材
	住宅の市内産木材使用量(主要構造材)	204.55 m ³	180 m ³ 以上/年	魅せる登米材活用促進事業

(7) 進捗状況を確認するため目標値達成結果を少なくとも年1回分析する。

3 認証森林の概況

3-1 認証対象森林の概要

(1) - 1 状況

対象森林は、7,881.14haで、その内訳は市有林3,029.35ha、登米町森林組合管理森林1,640.55ha、津山町森林組合管理森林1,428.89ha、米川生産森林組合所有林936.84ha、池田理一郎所有林153.17ha、丸森康史所有林391.36ha、横山洋平所有林300.98haとなっている。

各所有林においては、健全な育成を推進するため、森林経営計画に基づき、適切な森林施業を行い、収穫可能な林分については、収入間伐により収益を確保し、適正な経営管理に努めている。

また、市有林と米川生産森林組合では、オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用し、市有林164ha、生産森林組合所有林90.18ha計254.18haの間伐促進森林吸収プロジェクトの認証を受けており、クレジットの販売収入については、所有山林の整備費用に使用し、継続的な森林整備につなげている。

市有林は、市内最大の森林所有者であり、市内森林所有者の指針となる森林管理・林業経営を目指している。

現在、市有林の森林施業は、市内の森林組合等へ委託している。

米川生産森林組合は、市内唯一の生産森林組合であり、地域の森林所有者と連携し、持続的な森林管理・林業経営を目指している。

現在、生産森林組合の森林施業は、直営作業班で実施するほか、市内の森林組合等へ委託している。

登米町森林組合の森林所有者からの委託に基づく森林経営計画作成林分における森林施業は、利用間伐事業を中心に、全て直営作業班による各種林業機械を活用した効率的な施業を実施している。

津山町森林組合においても、直営作業班による施業のほか、業務提携している事業者への委託作業により効率的な事業運営を図っているほか、伐採～植林までの一貫施業にも積極的に取り組み、再生林の確実な実施による資源の平準化を図っている。

池田は、健全な育成を推進するため、森林経営計画に基づき、間伐等適切な森林施業を行い、優良大径材の生産を目指した長伐期施業を行う林分と、収入間伐により収益を確保し、適切な時期に皆伐－再生林を実施し、資源の平準化を図る林分等、資源の適切な管理と森林経営に必要な収入の確保に努めていく。

また、所有山林では、枝打ち等高品質材の生産に向けた森林施業を実施した林分が、スギ林分の過半を占めていることから、優良大径材の生産体系の確立を図り、市内森林所有者の指針となる森林管理・林業経営を目指している。

現在、森林施業は、津山町森林組合へ委託している。

丸森は健全な育成を推進するため、森林経営計画に基づき、間伐等適切な森林施業を行い、優良大径材の生産を目指した長伐期施業を行う林分と、収入間伐により収益を確保し、適切な時期に皆伐－再生林を実施し、資源の平準化を図る林分等、資源の適切な管理と森林経営に必要な収入の確保に努めていく。

また、所有山林では、スギ林分が半数弱を占めていることから、優良大径材の生産体系の確立を図り、市内森林所有者の指針となる森林管理・林業経営を目指している。

現在、森林施業は、東和町森林組合へ委託している。

横山は、健全な森林育成を推進するため、森林経営計画に基づき、間伐等適切な森林施業を行い、優良大径材の生産を目指した長伐期施業を行う林分と、収入間伐により収益を確保し、適切な時期に皆伐－再生林を実施し、資源の平準化を図る林分等、資源の適切な管理と森林経営に必要な収入の確保に努めていく。

また、所有山林では、スギ林分が半数を占めていることから、優良大径材の生産体系の確立を図り、市内森林所有者の指針となる森林管理・林業経営を目指している。

現在、森林施業は、主に東和町森林組合へ委託している。

認証林全体

		森林面積 (ha)	蓄積材積 (m³)	成長量 (m³)
認証林		7,881.14	2,139,230	
内訳 1	針葉樹	5,554.14	1,871.277	
	広葉樹	2,327.00	267,9434	
内訳 2	人工林	5,492.55		
	天然林	2,388.59		
保安林		3,047.17		
国立公園		192.21		
保全地帯		819.44		
	保護区	449.08		

登米市有林

		森林面積 (ha)	蓄積材積 (m³)	成長量 (m³)
認証林		3,029.35	742,694	—
内訳 1	針葉樹	2,195.47	666,668	—
	広葉樹	833.88	76,026	—
内訳 2	人工林	2,170.70		
	天然林	858.65		
保安林		1,191.49		
国立公園		171.62		
保全地帯		307.84		
	保護区	307.84		

登米町森林組合管理森林

		森林面積(ha)	蓄積材積(m³)	成長量(m³)
認証林		1,640.55	427,787	4,353
内訳1	針葉樹	1,038.27	355,414	3,875
	広葉樹	602.28	72,373	478
内訳2	人工林	1,030.69		
	天然林	609.86		
保安林		467.87		
国立公園		0.00		
保全地帯		166.49		
	保護区	49.09		

津山町森林組合管理森林

		森林面積(ha)	蓄積材積(m³)	成長量(m³)
認証林		1,428.89	534,277	5,508
内訳1	針葉樹	998.98	478,615	5,312
	広葉樹	429.91	55,662	196
内訳2	人工林	997.28		
	天然林	431.61		
保安林		412.12		
国立公園		18.73		
保全地帯		152.71		
	保護区	0.00		

米川生産森林組合所有林

		森林面積(ha)	蓄積材積(m³)	成長量(m³)
認証林		936.84	183,644	3,089
内訳1	針葉樹	656.29	140,970	2,390
	広葉樹	280.55	42,674	699
内訳2	人工林	639.25		
	天然林	297.59		
保安林		734.67		
国立公園		0.00		
保全地帯		94.65		
	保護区	15.31		

池田理一郎所有林

		森林面積 (ha)	蓄積材積 (m³)	成長量 (m³)
認証林		153.17	66,159	781
内訳 1	針葉樹	127.23	63,165	764
	広葉樹	25.94	2,994	17
内訳 2	人工林	128.72		
	天然林	24.45		
保安林		119.73		
国立公園		1.86		
保全地帯		23.36		
	保護区	2.45		

丸森康史所有林

		森林面積 (ha)	蓄積材積 (m³)	成長量 (m³)
認証林		391.36	97,326	1,102
内訳 1	針葉樹	260.36	81,832	889
	広葉樹	131.00	15,494	213
内訳 2	人工林	249.40		
	天然林	141.96		
保安林		121.29		
国立公園		0.00		
保全地帯		41.58		
	保護区	41.58		

横山洋平所有林

		森林面積 (ha)	蓄積材積 (m³)	成長量 (m³)
認証林		300.98	87,343	1,152
内訳 1	針葉樹	277.54	84,623	1,095
	広葉樹	23.44	2,720	57
内訳 2	人工林	276.51		
	天然林	24.47		
保安林		0.00		
国立公園		0.00		
保全地帯		32.81		
	保護区	32.81		

(1) - 2 位置、区分図

別紙「管理図面」のとおり

3-2 認証対象森林の取り扱い

(1) 針葉樹林の取り扱い

認証対象森林 7,881.14ha のうち針葉樹林は 5,554.14ha と 70%を占め、その総蓄積は 1,871,277 m³となっている。針葉樹全体の 60%が 11 齢級（51 年生）以上の伐期に達した林齢を迎え、森林資源は成熟しつつある。10 年後には 83%が 11 齢級以上の林分となることが見込まれることから、今後は計画的に伐採し、認証材として生産された木材の協議会による一元管理体制に基づく認証森林から最終製品までのサプライチェーンマネジメントを構築し、認証製品の需要拡大を図るとともに、長伐期施業が可能な林分においては、長伐期林分として管理し、多様な木材供給を持続的に供給可能な資源の育成を図っていく必要がある。

(2) 広葉樹林の取り扱い

認証対象森林 7,881.14ha のうち広葉樹林は 2,327.00ha と 30%を占めており、その総蓄積は 267,943 m³となっている。きこの原木林等として植林されたクヌギやコナラのほか、広葉樹林のほとんどは天然林であり、造林不適地や峰沿いに多く分布している。広葉樹全体の 85%、1,970.49ha が 7 齢級（31 年生）以上の林齢に達しており、高齢林化が進んでいる。

保護すべき広葉樹林のほか、広葉樹林は、福島第一原子力発電所の事故により、コナラやクヌギ等の樹皮付ききこの原木として利用が困難となっているため、市内の広葉樹林における更新伐施業の導入により、積極的な伐採による世代交代を促進し、早期にしいたけ原木林としての再生を目指すこととしている。

このため、針葉樹同様に、生産された認証材の製紙原料や木材チップとしての活用その他、多様な木製製品の生産販売体制を確立し、事故前のように、人の手が入ることによって資源が循環する里山としての広葉樹林の再生を図るため多様な取組を推進していく。

さらに、松くい虫被害林分の樹種転換を促進し、針葉樹・広葉樹がバランスよく分布する多様な森林の整備を進める。

3-3 特定地の取り扱い

(1) 保全地帯及び保護区の設定と管理

(1) - 1 保全地帯・保護区の設定と趣旨

F S C 認証取得山林における森林管理を通じて、森林生態系の保全、野生動植物の保護、種の多様性の保全等を図ることを目的として保全地帯・保護区を設ける。

① 保全地帯の設定

保全地帯は、区域面積は対象森林のおおむね 10%を目途に、広葉樹林を中心に選定し、自然景観や生物多様性の維持・向上を主たる目的として設定する。

当該地内の宮城県自然環境保全区域に隣接する森林及び平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域を含めて、今回、認証対象森林のうち 10.44% (815.99ha) を保全地帯に設定した。

② 保護区の設定

保護区は、保全地帯から、さらに重要と考えられる生態系の代表例を選定し、商業伐採を避ける地域であるが、当該地には保護価値の高い森林として津山町柳津地区の柳津虚空蔵尊のモミ・イヌブナ群落、横山地区の横山不動尊のモミ群落、平筒沼周辺のアカシデ林群落を中心に 5.74% (449.08ha) 保護区として定めることとした。

(1) ー 2 保全地帯・保護区の管理

保全地帯・保護区の管理にあたっては、各保護区の設定目的が高度に発揮されるよう適切な維持・管理に努めるものとする。

① 伐採方法について

- a. 森林生態系の維持・向上を図ることが前提であり、原則禁伐とする。
- b. 間伐等を行う必要が生じた場合には、営巣、採餌、隠れ場として重要な古木や枯損木等について、管理上支障がないものは保残すること。
- c. 危険防止のため、やむを得ず伐採する場合は、影響を最小限に留めるよう充分に配慮するものとする。

② 巡視活動について

巡視にあたっては、野生動植物の生息・生育状況及び環境変化の動向等について、年 1 度の定期チェック（定点写真・環境チェックリスト等）を行い保護区の保全管理を図るとともに、一般の入林者等に対し、普及啓発に努める。

③ 林地開発の規制について

保護区における開発行為は、原則禁止とする。

④ 野生動物との共生について

野生鳥獣被害に対しては、地元住民の理解のもと、保護と被害防止の両立が図られるよう、関係機関と連絡調整を行うものとする。

(2) バッファゾーンの設定と管理方法

(2) ー 1 バッファゾーンの設定

① 設定の目的

バッファゾーンは、渓流水質の保全や生物多様性の確保、大雨等による土砂流出の防止を主たる目的として設定する。

② 設定基準

- a バッファゾーンは、常時水が流れている溪流を対象として、生物多様性の観点から、一定の溪流水域を地図上に表示の上、バッファゾーンとして特定する。
- b バッファゾーンは、生物の生息環境を考慮のうえ、片側約 10m の範囲の溪流環境を守るための緩衝地帯とする。なお、スギ・ヒノキ人工林の場合は、強度間伐により広葉樹主体の林分へと誘導し、適正照度を保ちながら下層植生を繁茂させた長伐期施業を目指す。

(2) ー 2 バッファゾーンの管理

- a バッファゾーン付近での伐採は、溪流への土砂の流出や枝葉の流れ込み、作業員によるバッファゾーン内植生の踏み荒らし等に十分配慮し、特に溪流又はバッファゾーン内方向への伐倒は行わない。
- b 溪流付近に残材を残さないことを原則とするが、やむを得ず残す場合は洪水などの増水によって河川または溪流に流れ込まないように安全な箇所に集積するなどの林内整理に努めるものとする。
- c バッファゾーンもしくはバッファゾーン付近での作業は、生物多様性の観点から、保護措置を講じる。作業の前に担当責任者の指示を仰ぎ、作業完了後は、作業場所のチェックを受けること。

(3) 保護価値の高い森林

保護価値の高い森林を定義つけるため、聞き取り調査をおこなった。（「保護価値の高い森林が存在するかの聞き取り記録」参照）

その結果から、次のように定義する。

① 文化財の観点

所有山林には、遺跡等が存在していない。

② 動植物の観点

生態系の保全、野生動植物の保護、生物多様性の保全を図る上で重要と考えられる森林及び貴重な動植物を保護するため、自然環境に配慮した森林施業を行う。

・管理方法

保護価値の高い森林の存在が確認された場合、当該森林は原則として、禁伐とする。

しかし、一部に介在する人工林については、設定箇所の状況を考慮のうえ、自然環境に配慮した伐採方法（伐採又は小面積、分散的禁伐）とする。

また、森林所有者等地元住民や専門家からの情報収集を行い、周辺での森林施業の影響度を最小限に留めるよう努力する。

3-4 森林施業における環境配慮

別紙「森林作業共通仕様書」及び別紙２－２「作業マニュアル(環境配慮型)」に基づき適切な森林施業を実施する。

また、森林管理方針に基づき、森林の資源循環・多面的機能維持のため、年間の森林施業量として指標・目標を定め、毎年グループ加入者の森林施業量を把握する。

なお、森林管理計画書の見直しと合わせ、５年に１回評価と見直しを行う。

＜森林施業量の指標・目標＞

指標	目標値
針葉樹林の間伐促進	330ha
広葉樹林の整備促進	70ha
再造林面積の拡大	25ha
素材生産量の拡大	33,000 m ³

３－５ 野生生物と文化財の保護

「宮城県レッドデータブック」を参考にするとともに、有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い、希少種の保護に努める。

(別紙資料１「希少な野生動植物の生息・生育確認と保護」参照)

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意する。特に、施業場所内に営巣場所を確認した場合は、繁殖活動を妨げないように作業内容を工夫する。

希少動植物を発見した場合は、様式１「希少動植物の生息確認調査票」に記録し、原本を保管するとともに、速やかにＦＭ認証管理責任者に提出する。

また、「宮城県鳥獣保護区等位置図」を参考に鳥獣保護区を把握し、鳥類の保護を図るとともに、植林地において野生動物による食害が深刻な場合には、防護柵の設置等の防護策を講ずる。

併せて、登米市内の遺跡や天然記念物等の情報収集を行い、作業を実施する際には、文化財担当課と協議し、文化財の保護に努める。

４ 林業経営

森林経営計画に基づき、適正な森林整備を推進する。

森林経営計画は５年に一度、更新する。

５ モニタリング調査

モニタリングについては、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させる。

６ 労働力と安全管理

6-1 安全教育

森林作業従事者は、林業・木材製造業労働災害防止協会等の研修を積極的に受け、研修内容を関係者に伝達するとともに、その研修記録を保管する。施業場所により安全確認内容が異なるので、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行い、特に未習熟の作業員の初期教育の際には、安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育するように求める。また、森林組合のすべての森林作業従事者が労働安全衛生規則（資料2）を守るように努める。

6-2 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入する。

6-3 事故の再発防止

事故の再発防止のため、労災事故が発生した場合には、その記録を作成・保管するとともに、今後の対策を示す。

6-4 安全管理

(1) 安全装備・救急箱

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図る。また、常に各現場には救急箱を配備し、怪我をした際の応急処置できるようにする。

安全装備

		安全靴	安全ズボン	防振手袋	手袋	ヘルメット	ゴーグル・バイザー	イヤーマフ	下肢の切創防止用保護具
植付		◎			◎	◎	◎		◎
下刈		◎	○	○(防蜂)	◎	◎	◎	○	◎
枝打		◎			◎	◎	◎	○	◎
保育間伐・ 利用間伐	せん木つる切	◎			◎	◎	◎		◎
	伐倒	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	造材	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	搬出	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎
測量調査		◎			◎	◎			◎
林道補修		◎			◎	◎	◎		◎

※林業機械等(刈払い機・チェーンソー)の燃料運搬容器については、消防法に適合した容器を使用する。(UN表示:容器記号及び製造年の表示) 現場の状況、天候、気候に応じた服装・安全装備を装着し作業に当たる。

救急箱内容物

湿	布	消	毒	液	目	薬	解	熱	鎮	痛	薬			
下	痢	止	め	絆	創	膏	アレルギー用薬	か	ゆ	み	止	め	軟	膏
虫	さ	さ	れ	薬	三	角	巾	蜂	毒	抜	き			
アナキラキシ―補助治療剤（エピペン）は作業員全員が各自携帯する。 携帯時は、注射器保護容器を使用する。														

（２）林内ガイド・間伐体験ガイド 安全管理

資料３「林内ガイド・間伐体験ガイド 安全管理マニュアル」に基づき行う。

６－５ 化学薬品と燃料の使用手順

認証林内においては、原則として化学薬品は使用しない。

燃料についての使用手順や、やむを得ず化学薬品をしようとする際は、資料４「化学薬品と燃料の使用手順」に基づき行う。

７ 社会的責務

７－１ 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行う。影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査し、問い合わせへの回答を行うとともに、苦情処理記録を作成、保管する。
その他、利害関係がある関係者を資料５「利害関係者リスト」にまとめる。
（「モニタリング実施要領 ４．苦情処理」参照）

７－２ 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努める。また、当方の責任により損害を与えた場合には、補償を行う。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管する。山林境界紛争があった場合は資料６「山林境界紛争に関する手順書」に基づく。

７－３ 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、事務局及び山林管理責任者で行う。

７－４ 地域社会の習慣的権利尊重

山菜の採取等、地域社会の習慣的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるものとする。

7-5 贈収賄行為の禁止

いかなる贈収賄行為にも関わらないこととする。

8 林内安全確保、不法投棄等への対策

8-1 林野火災予防と対応

- (1) 林地内での火気の取扱いには十分に注意する。
- (2) 作業中は、予め指定した場所以外での喫煙は禁止とし、作業員は携帯灰皿を携行し、吸い殻は持ち帰ること。
- (3) 可燃性のあるもの（ガソリンなど）の保管には、直射日光を避け、取扱いには細心の注意を払うこと。また、林業機械等（刈払い機、チェンソー）の燃料運搬容器については、消防法に適合した容器を使用する。（UN表示、容器記号及び製造年の表示）
- (4) 山林火災は発見後、自ら消火できないと判断した場合、速やかに消防及び現場担当者へ連絡すること。
- (5) 火災発生時は、「災害発生時の緊急連絡体制」にそって連絡を行う。無理せず自分の身を守ることを優先すること。

8-2 不法投棄

現場担当者及び作業員は、現場に向かう際の林道や現場付近での不法投棄の監視し努める。廃棄物の不法投棄は放置しておく、更なる投棄の原因となることから、廃棄物を発見した場合は、直ちに資料7「不法投棄処理フロー」に基づき対応すること。

8-3 違法伐採

盗伐を発見した場合には、管内の警察署、市関係部署、森林所有者へ速やかに伝達します。また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ所有林への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行う。

9 認証製品の販売に関する管理

9-1 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理は、木材の販売形態により次のとおりとする。

販売形態	識別方法
立木	図面により認証山林であることを提示する。
素材 (道端または土場・木材置場)	①チョーク・ペンキ・スタンプ等により丸太への印付け ②木材置場での標示
簡易製材機による製材品 (道端または土場・木材置場)	①チョーク・ペンキ・スタンプ等により製材品への印付け ②材置場での標示
外部委託による加工品	①チョーク・ペンキ・スタンプ等により製材品への印付け

	②焼き印・スタンプ等による標示
--	-----------------

9-2 グループの認証品販売管理

山林管理責任者は、年度終了後、森林資源量の把握や収穫・販売計画の作成を目的に、F S C 森林認証材の当該年度の生産量を次年度の総会までに F M 認証管理責任者に提出すること。

9-3 認証販売にかかる伝票

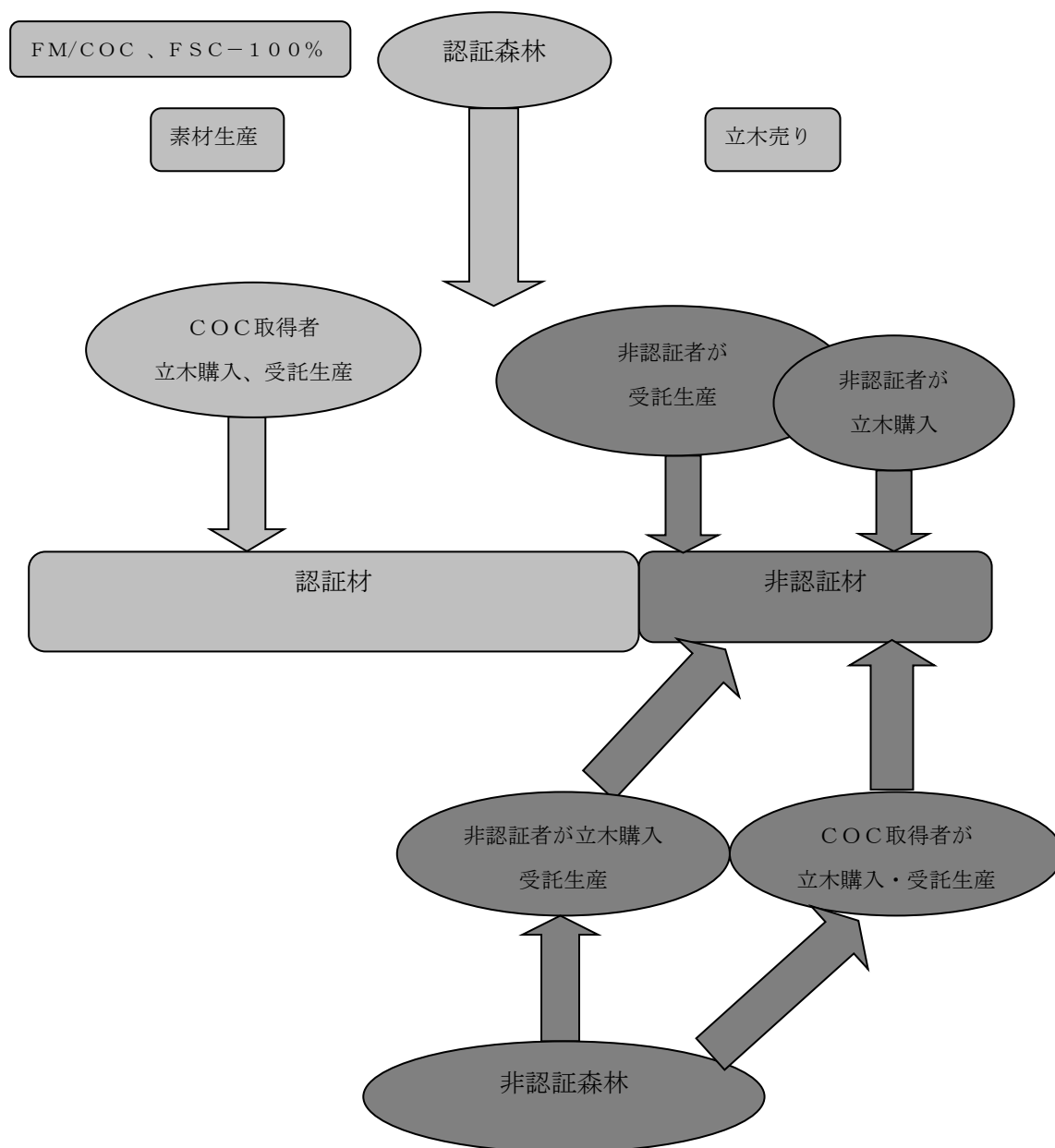
製品販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとする。(資料8「伝票の例」)

- (1) 出荷の日付
- (2) 収穫された山林名等
- (3) 出荷先
- (4) 出荷材積
- (5) 製品仕様
- (6) 認証登録番号
- (7) 認証の種類

9-4 認証材と非認証材の生産形態

認証材と非認証材の生産形態は次の図のように識別する。

認証材と非認証材の生産形態フロー図



●協議会関係者以外の者の認証材の素材生産

当協議会の構成員又は山林管理者以外の者が当協議会のFSC認証材を取扱う場合については、施業前に様式2「FSC認証材取扱に関する遵守誓約書」を提出し、施業後、「森林作業共通仕様書」に基づく別紙2-3-1～8「モニタリング用チェックリスト」を山林管理責任者に提出することとする。

9-5 外部委託

認証製品の加工についての外部委託は次のとおりとする。

(1) 外部委託先

外部委託覚書を締結した法人及び個人とする。

(2) 認証製品の取扱い

非認証事業者については、対象事業者に応じた認証製品に関する取扱い手順書を作成し、取り扱う事とする。

認証事業者については、各々の管理マニュアルにより取扱うこととする。

10 情報公開

10-1 森林管理計画書の公開

この計画書は、すべて公開する。

10-2 公開の制限（個人情報保護）

グループ単位での情報はすべて公開するが、構成員ごとの情報は公開しないこととする。構成員ごとの情報は、構成員自らが判断し、公開するものとする。

10-3 ホームページでの公開

登米市森林管理協議会ホームページにおいて、当計画書及びモニタリング結果についての情報を公開する。

付記 この計画書は、平成 28 年 6 月 24 日に策定する。

付記 この計画書は、平成 28 年 10 月 6 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 28 年 11 月 11 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 29 年 6 月 19 日に改訂する。

付記 この計画書は、平成 30 年 5 月 21 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和元年 6 月 18 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 2 年 6 月 24 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 3 年 8 月 3 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 4 年 6 月 30 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 5 年 7 月 11 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 6 年 6 月 28 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 7 年 5 月 28 日に改訂する。

付記 この計画書は、令和 8 年 5 月 27 日に改訂する。

希少な野生動植物の生息・生育の確認と保護

登米市自然環境基礎調査報告書（平成 19 年 10 月）において、特記すべき植物、動物として宮城県レッドデータブックに掲載されている野生動植物種がリストアップされている。

1 宮城県レッドデータブックについて

宮城県では、絶滅のおそれがある野生動植物等を明らかにするという観点から調査を行い、「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」（宮城県，2001）を発刊した。

宮城県レッドデータブックは、本県の豊かな自然環境を象徴する貴重な野生動植物の現状を十分に把握することで、緊急に保護することが必要な野生動植物種を明らかにし、本県における絶滅のおそれのある野生動植物の保護・保全に資するための基礎的資料として活用することを目的としている。絶滅危険度から設定したカテゴリーの区分は下記のとおりで、おおむね環境省のカテゴリーに準拠しているが、県独自のカテゴリーも加えている。

- (1) 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）：本県において絶滅の危機に瀕している種
- (2) 絶滅危惧Ⅱ類（VU）：本県において絶滅の危険が増大している種
- (3) 準絶滅危惧（NT）：本県において、現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位に移行する要素を有するもの
- (4) 要注目種（要）：宮城県独自のカテゴリーで、本県では現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息、生育状況等により注目すべき種
- (5) 情報不足（DD）：本県において、評価するだけの情報が不足している種
- (6) 絶滅の恐れのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれがたかいもの

2 宮城県レッドデータブックに該当する植物

(1) 種数

カテゴリー	科 数	種 数
絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	19	24
絶滅危惧Ⅱ類（VU）	19	36
準絶滅危惧（NT）	21	23
要注目種（要）	23	30

(2) 【絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)】

デンジソウ、エゾノミズタデ、ヒメビシ、ハルリンドウ、ヒメシロアサザ、ガガブタ、アサザ、ヒシモドキ、ミミカキグサ、タヌキモ、マツムシソウ、キキョウ、トチカガミ、コウガイモ、エゾヤナギモ、ヒロハノエビモ、イトクズモ、ムサシモ、イバラモ、オオトリゲモ、カキツバタ、ヤブミョウガ、オオミクリ、キンラン

(3) 【絶滅危惧Ⅱ類 (VU)】

ワダソウ、フクジュソウ、フモトスマレ、イワウチワ、ヤナギトラノオ、イヌセンブリ、ルリソウ、ヤマジソ、ウリクサ、ゴマノハグサ、キツネノマゴ、アキノハハコグサ、コオニタビラコ、カシワバハグマ、アギナシ、センニンモ、ホソバミズヒキモ、ミズヒキモ、ホッスモ、アマナ、ステゴビル、ミズアオイ、ヒオウギ、ヌマアゼスゲ、ツルスゲ、コツブヌマハリイ、ギンラン、ユウシュンラン、ササバギンラン、エゾスズラン、カキラン、シロテンマ、オオミズトンボ、ジガバチソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ

(4) 【準絶滅危惧 (NT)】

ミズニラ、ヤシャゼンマイ、サンショウモ、ホソバイヌタデ、レンゲショウマ、ジュンサイ、ヒツジグサ、イヌハギ、メグスリノキ、オニシバリ、エゾアオイスマレ、サクラスミレ、カラフトアカバナ、ムカゴニンジン、トウゴクミツバツツジ、リンドウ、ホタルカズラ、シオガマギク、オミナエシ、オオニガナ、セキショウモ、ツルボ、ヒメシャガ

(5) 【要注目種 (要)】

オオクジャクシダ、シケチシダ、ヤナギヌカボ、ヌカボタデ、ノダイオウ、タチハコベ、センウズモドキ、ヨツバリキンギョモ、ウマノスズクサ、ナガミノツルケマン、タコノアシ、カジイチゴ、ヤハズエンドウ、ノウルシ、アズマカモメヅル、ヤブムラサキ、フトボナギナタコウジュ、オオアブノメ、クワガタソウ、オトコヨウゾメ、フクオウソウ、イトモ、ヒダカエンレイソウ、エゾミヤマエンレイソウ、アシカキ、ケスズ、ネズミノオ、ミクリ、ナガエミクリ、ツルアブラガヤ

3 宮城県レッドデータブックに該当する動物

文献調査と現地調査をあわせ登米市内で確認された種のうち、宮城県レッドデータブックに記載されている種は哺乳類 4 種、鳥類 37 種、爬虫・両生類 7 種、魚類 3 種、昆虫類 48 種である。

(1) 哺乳類

① 【絶滅危惧Ⅱ類 (VU)】

ヤマコウモリ、ヒナコウモリ

② 【絶滅の恐れのある地域個体群 (LP)】

ニホンザル

③ 【要注目種(要)】

カモシカ

(2) 鳥類

① 【絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)】

シジュウカラガン、クマタカ、イヌワシ、チゴモズ

② 【絶滅危惧Ⅱ類(VU)】

コクガン、オジロワシ、オオワシ、サシバ、サンショウクイ

③ 【準絶滅危惧(NT)】

サンカノゴイ、チュウサギ、マガン、カリガネ、ヒシクイ (ヒシクイ)、ヒシクイ (オオヒシクイ)、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、チュウヒ、ハヤブサ、オオジシギ、コジュリン

④ 【情報不足(DD)】

ツミ、コノハズク

⑤ 【絶滅の恐れのある地域個体群(LP)】

ノビタキ

⑥ 【要注目種(要)】

ヘラサギ、ハクガン、サカツラガン、チゴハヤブサ、クイナ、オオバン、タマシギ、ケリ、コミミズク、フクロウ、ノジコ

(3) 爬虫・両生類

① 【準絶滅危惧 (NT)】

トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ダルマガエル (トウキョウダルマガエル)、ツチガエル、ニホンアカガエル

② 【絶滅の恐れのある地域個体群(LP)】

クロサンショウウオ、アカハライモリ

(4) 魚類・水生動物

① 【準絶滅危惧 (NT)】

ホトケドジョウ、ギバチ、メダカ

(5) 昆虫類

① 【絶滅危惧Ⅱ類(VU)】

オオセスジイトトンボ、オゼイトトンボ、アオヤンマ、ヒメサナエ、トラフトンボ、チョウトンボ、スジグロチャバネセセリ、ホシミスジ、ヒメギフチョウ (本州亜種)、ニッコウヒメナガゴミムシ

② 【準絶滅危惧(NT)】

アオハダトンボ、オオルリボシヤンマ、ダビドサナエ、ヒメクロサナエ、ハマベハサミムシ、オオコオイムシ、オオツノトンボ、コツバメ、ウラナミシジミ、オオミスジ、ミスジチョウ、オオムラサキ、ミヤマカラスアゲハ、ツマキチョウ、チビクロア

ツバ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、キンナガゴミムシ、アシミゾナガゴミムシ、ヒメボタル

③ 【情報不足(DD)】

コクロヒメゴモクムシ、アカガネアオゴミムシ、キボシアオゴミムシ、ベーツホソアトギリゴミムシ、エチゴトックリゴミムシ、オオナガゴミムシ、コクロツヤヒラタゴミムシ、ヨツモンコミズギワゴミムシ、クロサビイロハネカクシ、ナラノチャイロコガネ、ムネクリイロボタル、シロジュウロクホシテントウ、ジュウロクホシテントウ、コクビボソムシ、マメハンミョウ、スゲハムシ

④ 【要注目種(要)】

マルガムシ、ゲンジボタル、クロマドボタル

4 保護対象となる動植物の保護手順

上記動植物を発見した際の対処方法について、次のとおり定める。

- (1) 対象となる動植物を発見・確認・作業の一時停止。
- (2) 発見者は、現場責任者へ報告。
- (3) 現場責任者は発見場所を確認し、FM認証管理責任者へ報告
- (4) FM認証管理責任者は、発見場所を確認した後、専門家へ相談し、保護策について検討する。
- (5) 保護策について方針が決定したら、FM認証管理責任者は、現場責任者に保護法方を指示する。
- (6) 現場責任者は保護策を講ずる。

様式 1（「3－6 野生生物と文化財の保護」に関連）

希少動植物の生息確認調査票

F M認証管理責任者 様

管理責任者
氏名

希少動植物を発見したので下記のとおり報告します。

項 目	内 容
発見日	令和 年 月 日
発見場所	山林名：
	林小班：
希少動植物	
発見後の対応	

添付書類：発見した場所の地図（森林計画図）

希少動植物の様子がわかる写真

資料 2（「6－1 安全教育」に関連）

労働安全衛生管理規定

- 1 森林作業を行う上で、機械作業については作業種毎資格要件一覧表の免許及び資格要件に基づいて管理する。
- 2 機械作業のない場合でも、常に事故防止に努め、安全に留意の上、作業に従事すること。
- 3 事故発生時には、「災害発生時の緊急連絡体制」に従い、速やかに報告すること。

作業種毎資格要件一覧表

作業種		使用機械	資格
植付		なし	なし
下刈		刈払機	刈払機取扱作業者に対する安全教育
枝打		なし	なし
保育・ 利用間 伐	選木・つる切り	なし	なし
	伐倒	チェンソー	伐木の業務に係る特別教育
	造材	チェンソー	伐木の業務に係る特別教育
	搬出	グラップル付バックホウ	車両系建設機械運転技能講習
		ハーベスタ	車両系建設機械運転技能講習
		フォワーダ	不整地運搬車運転技能講習
		クレーン付トラック	小型移動式クレーン運転技能講習
			玉がけ技能講習
林道補修		チェンソー	伐木の業務に係る特別教育
		グラップル付バックホウ	車両系建設機械運転技能講習

資料 2 (「6-1 安全教育」に関連)

番号	必要な資格種類
1	普通救命講習
2	刈払機取扱作業者に対する安全教育
3	林内作業車の集材に従事する者に対する安全教育
4	荷役運搬機械等による作業従事者に対する安全講習
5	伐木の業務に係る特別教育
6	機械集材装置の運転技術に係る安全教育
7	車両系建設機械運転技能講習
8	不整地運搬車運転技能講習
9	小型移動式クレーン運転技能講習
10	玉がけ技能講習
11	造林作業の作業指揮官等安全教育
12	はい作業主任技能講習
13	地山堀削及び土止め工作業主任者研修
14	職長・安全衛生責任者教育
15	高所作業車
16	刈払機・チェーンソー手工具メンテナンス講習
17	ハイパー林業技能者
18	林業作業士（フォレストワーカー）
19	フォークリフト運転技能講習
20	緑の雇用安全指導員
21	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
22	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
23	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
24	普通自動車免許（中型 8 t 限定含む）
25	大型自動車免許

林内ガイド・間伐体験ガイド 安全管理マニュアル

『自然の恵みを受けることができる持続可能な社会の実現をめざす』という理念のもと、自然体験活動を提供することは重要です。すべての体験活動はこの理念の達成のために行う活動であり、また自然は、教室では学べない様々な気づきや学びを与えてくれます。そもそも人間は生き物であり、自然の一員です。現代の日本において多くの人がこのことを忘れがちですが、自然体験はそんなことも思い出させてくれます。

とはいえ野外における活動は、人間の生活圏にはない危険があります。自然は、熊やハチなどの野生生物の住处であり、平らな道はありません。また水辺や天候の急変による重大事故も報告されています。このようなことをなくすためにも安全対策は必要不可欠です。

自然体験は有益です。しかし、それにおいて一番大切なことは、事故やケガなく活動を実施し終え、無事に家に帰るということです。重大事故を起こしてしまえば、それがどんなに素晴らしい活動だったとしても、被害者にとっては『悪い活動』になります。

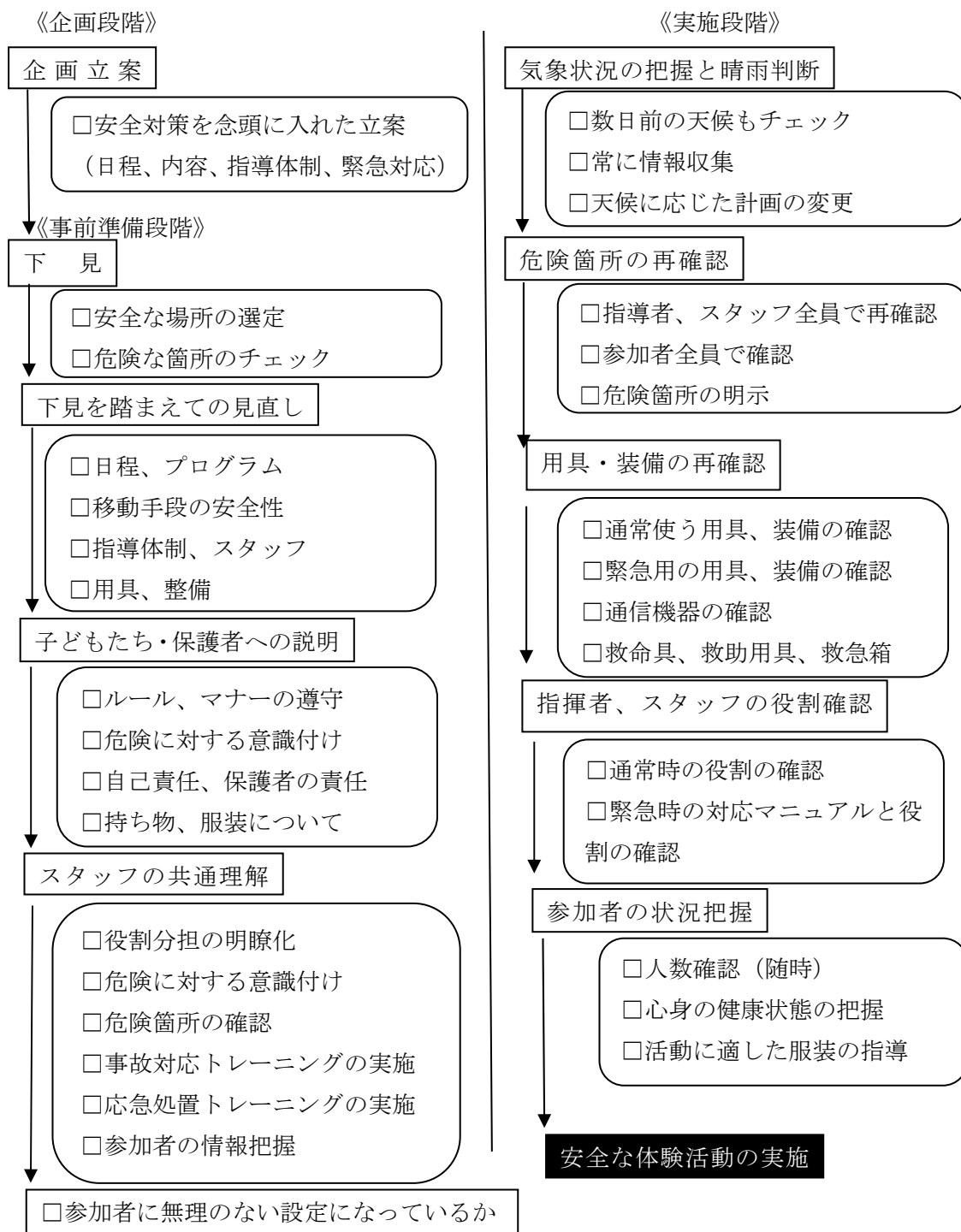
より多くの人に、自身を持って自然体験を提供するためには、プログラムの安全を確保する必要があります。『事故を未然に防ぐ』『万が一、事故が発生した場合の的確な対応』などの安全管理を徹底しましょう。

資料 3 (「6-4 安全管理」に関連)

1 体験活動時の安全管理

重大事故は起きてからでは取り返しがつきません。危険を知り、傾向を予測し、予防と対策を立てておくことが重要です。

(1) 事故を未然に防ぐ安全対策の流れ



資料 3（「6－4 安全管理」に関連）

（2）林内での注意事項（参加者に促す注意事項）

- ① 林内では、崩れやすく滑落の危険がある場所もあります。信用しきって体重をかけることや寄りかかることはやめ、歩く際は十分注意をしましょう。また、夜間の入山は危険なのでやめましょう。
- ② 地面からは固い木の根や芽、ゴツゴツとした石などが露出している場合があります。また雨の後の落ち葉や石階段は滑りやすくなっています。島内ではくれぐれも走らないようにし、足元に注意して歩きましょう。おススメは小股で歩くことです。
- ③ 足元ばかりに気をとられると、頭上に飛び出した枝やツタ、クモの巣などに気付かないことがあります。頭上にも注意してください。帽子やヘルメットなど、頭を保護するものを着用するのが望ましい。
- ④ ガイドブックや図鑑を見ることや、写真を撮る際などは、必ず立ち止まって行うようにしましょう。「ながら歩行」は前方の危険を見落とすことになります。
- ⑤ 複数人で歩く際は適度な間隔を保つようにしましょう。追突などの思わぬ事故につながる場合があります。前の人が避けた枝などが跳ね返ってくる場合もあります。危険な箇所を見つけた際は、後ろを歩く人に知らせてあげるようにしましょう。
- ⑥ 急激な天候や海況の変化がありますので、事前に予報を確認し注意しましょう。当日の天候が悪くなくても、降雨や降雪の後は足元が悪くなっています。また夏季のお熱中症や日射病、冬季の低体温症にも準備と注意が必要です。
- ⑦ 林内で大型の危険動物に遭遇することはほとんどありませんが、ハチやヘビには注意しましょう。香り香水や黒い服装を避けることと、踵や足首がしっかりと隠れる靴を履くことが効果的です。いずれも初夏～初秋の遭遇が多くなっています。これらに遭遇した際は極力刺激しないようにし、そっとその場を離れるようにしましょう。万が一刺されたり噛まれたりした場合は、出来る限り早く医療機関の治療を受けましょう。口での毒素の吸引は絶対に行わないでください。
- ⑧ 間伐体験など、刃物を使うプログラムの際は、危険物であることを認識させ、安全な使い方を指導する。

(3) 準備するもの

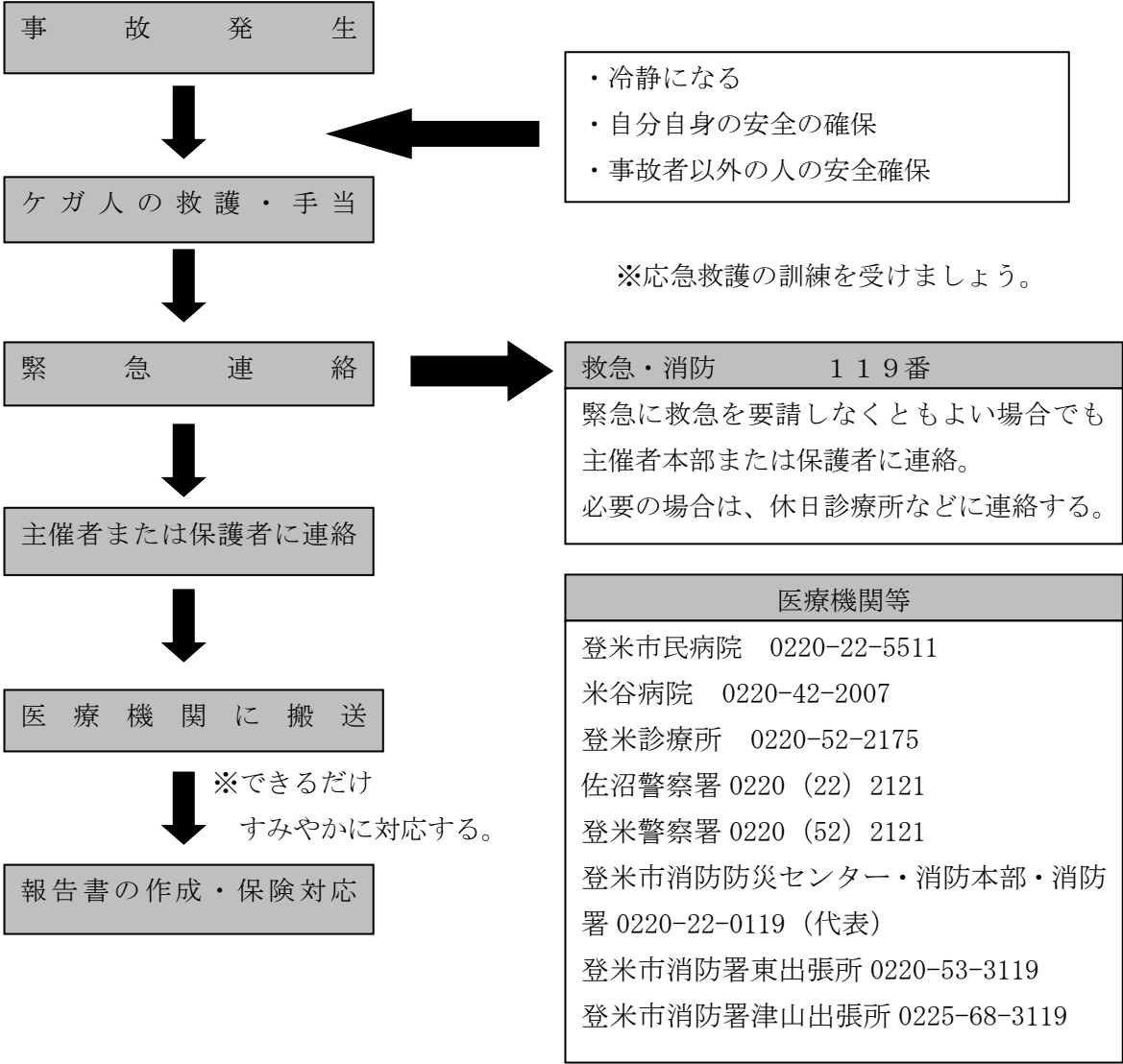
- ① 虫刺されや枝、紫外線などから肌を守るために、動きやすい長袖・長ズボンを着用しましょう。体温調節がしやすいように、脱ぎ着のしやすい上着が良いです。海辺ですし冬季は冷え込むこともありますので、1枚多めに着こむようにすると良いです。
- ② 熱射病や紫外線、落下物から頭を守るため、帽子も必ず着用しましょう。
- ③ 手を木のトゲなどでケガするのを防ぐため、軍手を着用しましょう。
- ④ 靴は履きなれたものから、スニーカーやトレッキングシューズなどを選びましょう。サンダルやスリッパなどは、転倒につながることもあるので不可です。歩きにくいものでなければ長靴も良いです。
- ⑤ 汗を拭くためのタオル、カップなどの雨具（傘不可）、水分補給のための飲み物、虫よけスプレーや救急セットなどを、両手が空くリュックサック等に入れて携帯しましょう。
- ⑥ その他、フィールドノート・双眼鏡・ルーペなどがあると、生きものたちをより深く観察することができます。
- ⑦ 万が一迷った場合に備え、携帯電話・地図・コンパスなどがあると良いでしょう。
- ⑧ 間伐体験の場合は、できるだけ主催者側で手鋸とヘルメットを準備する。
- ⑨ 間伐体験の場合は、選木は事前に行いましょう。選木は、作業マニュアルと同様な方法で行う。

2 事故発生への対応（クライシスマネジメント）

どんなに安全対策をとっていても、時として事故によるケガ人や病人が発生することがあり、避けることができません。そのような緊急の場合は下の緊急連絡体制により対応します。

緊急連絡体制

一人で案内している場合、二人以上で案内している場合を想定し、だれがどの部分を担当するかを考えておきましょう。



化学薬品と燃料の使用手順

除草剤・忌避剤・防除剤などの化学薬品と燃料の使用と管理にあたっては次の手順で行うものとする。

1 化学薬品の使用手順

原則として化学薬品を使用しない。

万が一、使用する際は以下の内容を厳守すること。

- (1) 化学薬品は、保管場所を定め、入出在庫を記録し保管管理する。
- (2) 化学薬品は、使用書の目的以外には使用しない。
- (3) 化学薬品の使用書にある使用方法、使用量、注意書き等を十分に把握し適切に使用する。
- (4) 化学薬品の使用は、河川・溪流から 20m 四方以内では禁止する。
- (5) 豪雨が予想される場合、また、冬季の積雪がある場合での薬品の使用は禁止する。
- (6) 化学薬品で処理された苗木を排水溝や溪流に浸すことは禁止する。
- (7) 化学薬品等、残った薬剤は産業廃棄物として適正に処理する。
- (8) 農薬を使用する場合、登録農薬のうち、特定農薬（大臣指定）以外は使用しない。
- (9) 残留性の高い農薬は使用しない。（特に忌避剤「ヤシマアンレス」は使用しない）
- (10) 水質汚濁性農薬は使用しない。
- (11) 使用者は、熟知した者が適切に取り扱うこと。
- (12) 作業状況や使用後の状況を別紙「化学薬品使用書」及び写真にて記録・保管すること。
- (13) 農薬の使用を検討する場合には、FSC 農薬指針（FSC-POL-30-001）に従い確認を行い、非常に危険な農薬（HHP）の「使用禁止」「高度使用制限」「使用制限」及び「HHP 一覧未掲載」のいずれかに分類を行う。
- (14) 使用禁止 HHP に該当する農薬は使用しないこと。
- (15) 高度使用制限 HHP、使用制限 HHP に該当する農薬を使用する場合には、環境・社会リスクアセスメントを実施すること。（FSC 農薬指針に添付された環境・社会リスクアセスメントテンプレートを使用）
- (16) HHP 一覧未掲載の農薬についても、最もリスクの低い選択肢、その使用条件及びリスクを最小限にするための一般的なリスク回避・低減措置とモニタリング措置を実施すること。（FSC 農薬指針に添付された環境・社会リスクアセスメントテンプレートを使用）

2 燃料の使用手順

使用する燃料は、軽油、ガソリン、混合油、チェーンオイル、油脂類である。使用する場合は以下の条件において適切に使用する。

- (1) 燃料は、保管場所を定め、火災・盗難等に十分注意し、保管・管理する。
- (2) 燃料は、決められた目的以外には使用しない。
- (3) 林内での燃料の補給は、河川・溪流付近、排水溝上では禁止する。
- (4) チェーンオイルは植物性のものを使用する。
- (5) 燃料等は林内に放置せず、原則として保管場所に持ち帰る。やむを得ない事情により、林内に保管する場合は、漏れのない容器に入れ、確実に封をする。
- (6) 燃料付近での火気の取扱いは厳禁とする。
- (7) 直射日光等、温度が上昇する場所に燃料等を置かない。

資料4（「6-5 化学薬品と燃料の使用手順」に関連）

ここでは、実際にF S Cで使用禁止となっている農薬をリスト化したものを掲載する。

F S C使用禁止農薬（2007年5月）
2-（2、4-D P）、ジメチルアミン塩（またはジクロルプロップ、ジメチルアミン塩）
2、4、5-T（2、4、5-トリクロロフェノキシ酢酸）
2、4-D、2-エチルヘキシル エステル
3-クロロ1、2-プロパンジオール
DDT
DNOC
EPN
アクロレイン
アジンホスエチル
アジンホスエチル
アミトロール
アトラジン
アリルアルコール
アルジカルブ
アルドリノ
アルファシペルメトリン
イソキサチオン
イソキサベン
エチオフェンカルブ
エチオン
エディフェンホス
エトプロホス
エスフェンバレレート
エポキシコナゾール
塩化水銀
エンドスルファン
エンドリン
オキサミル
オキシジメトンメチル、メタシストックス
オキシフルオルフェン
オメトエート

オリザリン
カズサホス
カプタホル
カルバリル
カルボスルファン
カルボフラン
ガンマーHCH、リンデン
キントゼン（ペンタクロロニトロベンゼン、PCNB）
クマテトラリル
クマホス
クロルデン
クロルエトキシホス
クロルピリホス
クロルフェンビンホス
クロルメホス
クロロタロニル
クロロファシノン
酢酸フェニル水銀
酸化水銀
シアン化カルシウム
シアン化ナトリウム（青化ソーダ）
ジウロン
ジェノクロル
ジカンバ、ジメチルアミン塩
ジクロトホス
ジクロルボス
ジクワットジプロミド
ジコホル
ジスルホトン
ジニテルブ（ジノターブ）
ジフェチアロン
ジフェナコウム
シフルトリン
ジフルベンズロン
シペルメトリン

シマジン
ジメトエート
ジメトン-S-メチル
ストリキニン
スルフルアミド
スルホテップ
ゼータシペルメトリン
ダイアジノン
ダイファシノン
チオジカルブ
チオフアノックス
チオメトン
デュルドリン
テブプリムホス
テブフェノジド
テフルトリン
デルタメトリン
テルブチラジン
テルブトリン
テルブホス
テルブメトン
トキサフェン (カンフェクロル)
トリアジメノール
トリアゾホス
トリフルラリン
ナレド (ナレッド)
ニコチン
バミドチオン
パラコート
パラチオン
パリスグリーン
ヒ酸鉛
ヒ酸カルシウム
ヒ酸ナトリウム
ヒドラメチルノン

ファムフル
フィプロニル
フェナミホス
フェニトロチオン
ブトカルボキシム
ブトキシカルボキシム
ブラストサシジン S
フラチオカルブ
フルアジホップブチル
フルオロアセトアミド
フルシトリネート
フルフェノクスロン
フルオロ酢酸ナトリウム、1080
フロクマフェン
ブロディファコウム
プロパキザホップ
プロピザミド
ブロマジオロン
プロペタンホス
ブロメタリン
ヘキサクロロベンザン
ヘキサジノン
ベノミル
ヘプタクロル
ヘプテノホス
ペルメトリンペンタクロロフェノール
ペンタクロロフェノール
ペンディメタリン
ホスファミドン
ホルメタネート
ホレート
マイレックス
マンゼブ (マンコゼブ)
メカルバム
メタミドホス

メタルソジウム（メチルジチオカルバミン酸・ナトリウム塩）
メチオカルブ
メチダチオン
メチルアルソン酸（MSMA）
メチルパラチオン
メチルブロミド
メトキシクロル
メトミル（メソミル）
メビンホス
モノクロホス
ラムダーシハロトリン
硫酸タリウム
リン酸アルミニウム
リン化亜鉛
ワーファリン

資料 4（「6－5 化学薬品と燃料の使用手順」に関連）
別紙

化学薬品使用書

山林管理者：

受付日時		天気	豪雨、冬季の積雪がある場合での薬品の使用は禁止する。		
使用薬品			薬品保管場所		
使用場所	＊化学薬品の使用は、河川・溪流から 2 0 m 四方以内では禁止する。				
使用内容 使用後の状況					
使用手順の 確認	化学薬品の使用手順（1）～（12）を厳守しているかチェック (1) ☐ (7) ☐ (2) ☐ (8) ☐ (3) ☐ (9) ☐ (4) ☐ (10) ☐ (5) ☐ (11) ☐ (6) ☐ (12) ☐			実行できないときの対処方法	
備考					

※添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

山林境界紛争に関する手順書

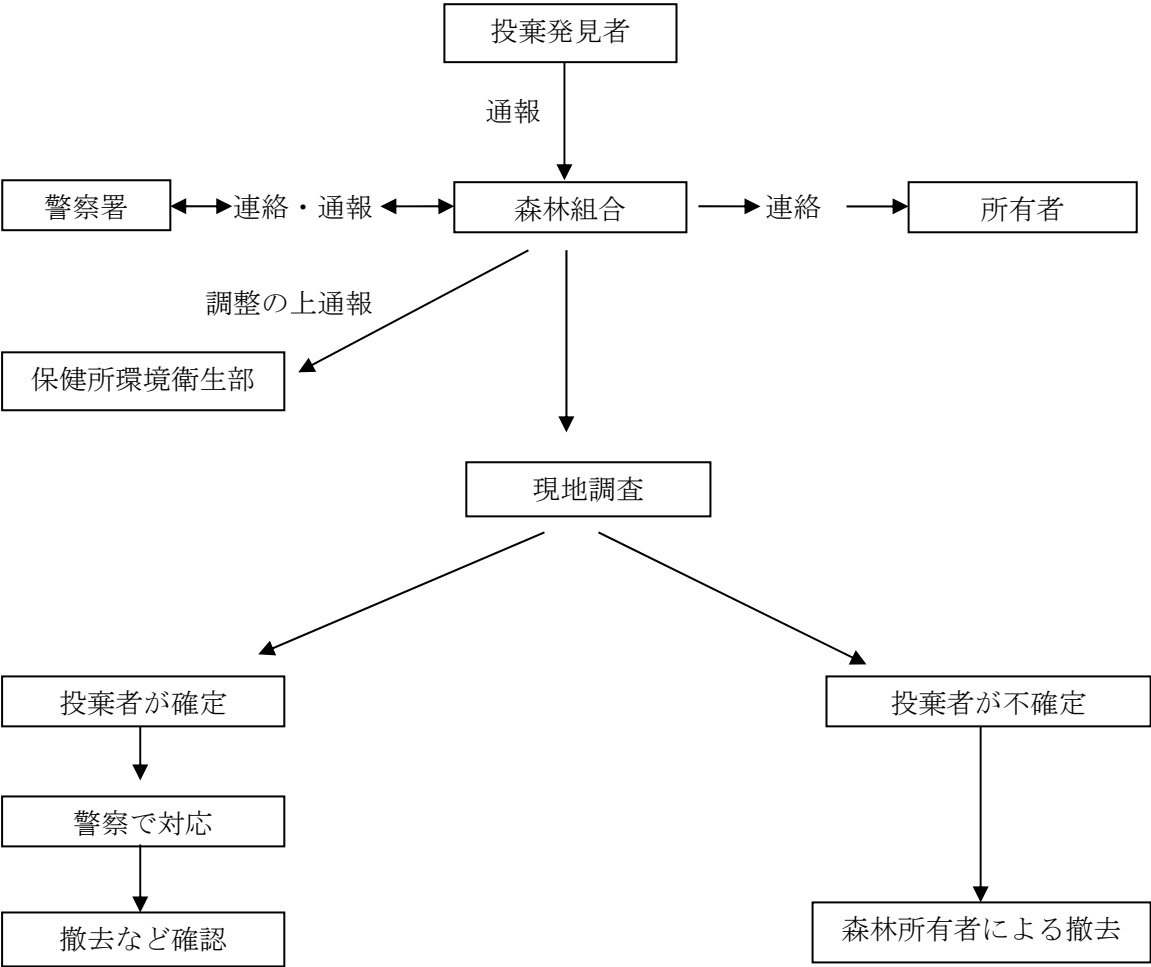
1 境界トラブルを防ぐために

- （１）境界杭などの目印を設置する。
- （２）境界杭は長年の風雪に耐え得るような耐久性のあるものを設置する。
- （３）定期的な境界杭の整備に努め、杭の周辺を刈り払うなど見通しの良い状態にしておく。
- （４）隣地所有者が変わった場合は、その都度、両者立会いのもと境界を確認する。
- （５）防止策として「境界協定書」を双方の話し合いにより作成しておくことも検討する。

2 境界トラブルが生じたら

- （１）両者立会いのもと境界杭を確認する。
- （２）当事者間による話し合いで解決しない場合は、地元の有識者（区長、その山に精通した者、森林組合等）を交えての協議をする。
- （３）参考となる資料（公図、山林図や実測図など）を用いてより明確に説明できるよう努める。
- （４）話し合いにより合意が得られた場合は、境界線を決定し、双方一尺（30cm）ずつ伐りあけ、境界杭を打つ。
- （５）双方により合意が得られない場合は、関係機関（裁判所）へ問い合わせ司法判断に委ねる。
- （６）境界紛争が解決するまでは一切の作業を中止すること。

不法投棄処理フロー



資料 8（「9－3 認証販売にかかる伝票」に関連）

（伝票の例）

出 荷 明 細 書

出荷先

〒 【住所】 御中	【会社名】
	【住所】
	TEL :

森林所有者	収穫された山林名等	出荷日	認証種類	認証番号
			F S C－F M	F S C 1 0 0 %

製品仕様					
樹種	長さ（m）	径級（cm）	本数	材積（m³）	摘要
小計					
合計					

備考

様式 2（「9－4 認証材と非認証材の生産形態」に関連）

F S C 認証材取扱に関する遵守誓約書

登米森林管理協議会

F M 認証管理責任者 様

登米市森林管理協議会が取得した F S C 森林認証内での作業及び F S C 森林認証材の取扱いについて、F S C の原則と規準及び F M 認証部会マニュアルを遵守するとともに、認証材の生産量（材積）の報告及び森林作業共通仕様書に基づく「モニタリング用チェックリスト」の提出を誓約します。

なお、本誓約の期間については、認証期間（5 年）に準じて令和 年 月 日までとします。ただし、この期間が満了する 1 か月前までに文書により異議を申し立てないときは、更に 5 年間延長するものとし、その後においてもまた同様とします。

令和 年 月 日

住 所

事業体名

氏 名

印